

Bi-Weekly Newsletter

Feb 27, 2019 | ISSUE 15

I. 統計資料

02

- 直近5年の脱税犯に対する租税犯則調査実績

II. 産業ニュース

02

- 企画財政部、EUなどの多国籍IT企業課税動向に関するブリーフィング実施

III. 最新事例・判例

03

- 加算税減免要件に係る争点（書面-2018-法令解釈基本-3484,2019.02.08.）
- 国税基本法第48条で規定する加算税減免要件である「正当な事由」に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(김·산운)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(황·철진)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(신·현창)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(노·영석)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(이·응진)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(이·남선)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com



I. 直近5年の脱税犯に対する租税犯則調査実績

- 国税庁国税統計

主な内容

- 国税統計ホームページによると、直近5年の脱税犯に対する租税犯則の調査実績は次のとおりである。
- 一般税務調査に始まり、疑惑が生じた際に租税犯則の調査に切り替えるケースも多いので、注意を要する。
- 租税犯則の調査結果は、1)不起訴、2)通告処分、3)直告発に区分されるが、このうち通告処分とは、税務署長などが納税者に罰金相当額などを納付するように通告することをいう。通告処分通りに履行した場合、それにより脱税疑惑事件は終了し、これを履行しない場合、税務署長などは検察に告発することになる。

[単位:百万ウォン]

区分	計	通告処分	不履行告発(*)	直告発(**)	不起訴	賦課税額	罰金相当額
2013年	583	69	55	399	60	2,275,259	20,667
2014年	461	39	59	327	36	1,280,642	14,894
2015年	364	52	46	240	26	1,039,014	12,855
2016年	346	42	47	226	31	1,554,247	14,587
2017年	276	34	37	167	38	1,092,987	13,596

(*) 不履行告発：通告処分の不履行に対する告発 / (**) 直告発：通告処分なく直接告発

II. 企画財政部、EUなどの多国籍IT企業課税動向に関するブリーフィング実施

- 企画財政部報道資料(<http://www.moef.go.kr>)

- 企画財政部によると、最近フランス課税当局は某大手テクノロジー企業から過去10年分の法人税5億ユーロを追加で追徴することに合意した。英国課税当局もフランスと同じく2018年1月に某大手テクノロジー企業から1億3600万ユーロの税金を追加で追徴することに合意した経緯がある。
- なお、EUは多国籍IT企業のデジタル売上に3%の税金を賦課するデジタル税導入のための合意を推進中であり、英国・フランスの場合、独自にEU案と類似したデジタル税の導入を推進中である。
- 企画財政部は、フランス・英国の税金追徴実績は一種の協議課税(settlement)で、韓国は租税法律主義を採用しているためこのような課税は難しく、デジタル税の場合、国別に多国籍IT企業の事業方式および市場状況、租税納付の現況などが異なる点を考慮すべきものの、デジタル税は法人税と重複課税される問題があり、売上規模の大きい国内IT企業が多い韓国の事情から、そうではないEUと導入推進の速度を共にするのは多少難しいとの立場である。
- ただし、企画財政部は2018年税法改正時に多国籍企業の租税回避取引を否認し、または合理的に見直して課税できるようにするなど移転価格税制を強化し、現行の制度内で多国籍IT企業の租税回避行為に対する税務調査などの必要な措置および制度補完を持続的に講じており、今後OECDデジタル税の長期対策協議に積極的に参加して国内課税権確保のために努力していく計画である。
- このような企画財政部の立場から、課税当局は今年多国籍IT（情報通信）企業に対する税源管理をより一層強化すると予想される。

1. 争点

- 国税基本法第48条で規定する加算税減免の要件である「正当な事由」に該当するか

2. 事実関係

- A法人はBより発注した‘連立官舎の新築工事（以下“争点工事”）’を2017年5月31日に契約締結して2017年12月28日に竣工した。
- 争点工事現場は住宅の建設役務は付加価値税免税対象であるものの、材料費に限っては付加価値税が課される租税特例制限法第106条第1項第4号による国民住宅（85㎡以下）工事現場であり、その付加価値税が課されると入札公告文にも明示されていた。
- それにもかかわらず、竣工精算ときに工事監督官は一方的に材料費に対する付加価値税を不当に減額して精算処理したことで、A法人はこの部分に対して付加価値税免税で申告した。
- Bの材料費付加価値税の不当減額に関してA法人は2018年7月9日に監査院に情報を提供し、監査院はこれに関して調査・処理するように決定を下し、Bは減額付加価値税に対する代金支払いを決めた状態である。

3. 回答内容

- 付加価値税の申告対象であることを認知していたものの、納付金額相当の対価を取引相手から受領できなかったことを理由に過少申告したことは、国税基本法第48条による「正当な事由」に該当しない。

4. 関連法令など

- 国税基本法第48条【加算税減免など】①政府はこの法または税法により加算税を課す場合、その賦課の原因となる事由が第6条第1項による期限延長事由に該当し、または納税者が義務を履行しなかったことに対して正当な事由がある時は該当加算税を賦課しない。
- 国税基本法執行基準48-0-2 正当な事由に該当するか

正当な事由と見た事例 [①法律の誤解や不知を越えて税法解釈上の疑意がある場合、②取引相手が偽装事業者という事実を知らず、これに対して過失のない善意の取引当事者が偽装事業者から交付してもらった税金計算書によって所定期間内に付加価値税予定申告および確定申告をした場合(最高裁89ヌ2134. 1989.10.24)等]

正当な事由と見ない事例 [①法令の不知・錯誤、②税務公務員の誤った説明を信じてその申告・納付義務を履行しなかったとしても、それが関係法令に背くことが明白な場合、自分なりの解釈によって景品で提供した商品券の価額は付加価値税課税標準から控除されると判断したことは単純な法令の知らないしは誤解に過ぎず正当な事由に該当しない(最高裁200ドウ3873,2009.4.23)等]